

令和 7 年度認知症の人にやさしい企業サポーター養成事業
委託業務仕様書

1 事業目的・趣旨

認知症バリアフリーの推進を図るため、平成 30 年度に県が開発した「認知症の人にやさしい企業サポーター ONE アクション研修(以下、「ONE アクション研修」という)」及び令和 6 年度に新たに開発した ONE アクション研修のプログラムの更なる普及を図る。

2 委託内容

令和 6 年度に新たなプログラムの開発・導入を行った ONE アクション研修の更なる普及・拡大を図るため、講師養成のための研修会を開催するとともに、行政や企業等のさまざまな業種、職種を対象とした研修会兼異業種交流会を開催する。

また、行政等が企業へアプローチを行うことを支援するため、企業の ONE アクション研修への理解を促し、研修受講の動機付けにつながるような効果的なコンテンツを作成する。

(1) 講師養成研修

ア 内 容：令和 6 年度に開発・導入した新たなプログラムを含む ONE アクション研修の実施方法等について学ぶ研修会を開催し講師の養成を図るとともに、意見交換等を行う。

イ 開催回数：2 回（尾張地区、三河地区各 1 回）

ウ 対 象 者：市町村等（100 名程度）

(2) 合同 ONE アクション研修兼異業種交流会

ア 内 容：令和 6 年度に開発した新たなプログラムの普及啓発を目的とした研修会を開催するとともに、官民の連携強化を促進するための行政職員と企業等の情報共有・意見交換を行う。

イ 開催回数：1 回

ウ 対 象 者：市町村、企業等（30 名程度）

(3) ONE アクション研修の PR コンテンツの作成

ア 内 容：行政職員等が企業へ ONE アクション研修を提案するにあたり、企業の訴求性を踏まえた効果的な PR を行うことができるコンテンツを作成する。

イ 成 果 物：1 コンテンツ以上

(4) その他の取組

受託者は、契約金額の範囲内で、愛知県と協議の上、上記の(1)～(3)に資する取組を行うことができる。

3 成果物

以下(1)及び(2)を令和8年3月31日までに提出すること。

(1) ONEアクション研修のPRコンテンツ

加工可能なデータで納品するものとする。

(2) 報告書

本事業の実施についてとりまとめたものとする。

4 業務実施体制

2に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、愛知県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

5 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、完了報告書を提出し、検査を受けるものとする。

6 その他

(1)「あいちオレンジタウン推進計画」を熟知し、当該計画の趣旨に沿った取組を行うこと。

(2) 2(1)、(2)の開催に係る経費は受託者の負担とし、開催に必要な事務は受託者が行うこと。

(3) 業務を行うにあたって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

(4) 業務によって得られる資料及び成果物は、愛知県が所有するものとする。

(5) 成果物の一部又は全部は公表することができるものとし、受託者はこの点を念頭において成果物を作成するとともに、成果物内に転載資料等がある場合には、必要に応じて転載資料等の著作権者の承諾を得ておくこと。(転載資料等の著作権者の承諾を得ることができない場合には、公表用資料として該当する部分を削除したものも作成すること。)

(6) 原則として、この仕様書及び提出された企画提案書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や愛知県との調整が必要な事項については、その都度、愛知県に相談し、指示を受けるものとする。